平成２１年（フ）第１５０号
群馬県桐生市堤町２丁目13番３号
債務者　大澤喜代子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１６２号
群馬県桐生市境野町７丁目1779番地の７
アーバンハイツ884―２―302号室
債務者　中島　健一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１６３号
群馬県桐生市境野町７丁目1779番地の７
アーバンハイツ884―２―302号室
債務者　中島　容子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３５７号
福井市東大味町第36号25番地
債務者　加藤　則行
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
福井県大野市美里町620番地
債務者　田中安貴雄
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目12番４―８号、旧住所兵庫県洲本市山手３丁目１番３号　元地アパート20―１―１号
債務者　岸本　典子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
福井県越前市粟田部町第27号11番地
債務者　宮川　正紀
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜２丁目18番地、旧住所福井県坂井市丸岡町南横地第５号６番地10
債務者　島原きみゑ
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
長野市大字高田1116番地１
債務者　小池　文美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東170番地
債務者　上原　和子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４号
三重県名張市梅が丘南２番町242番地、前住所三重県名張市梅が丘北４番町73番地
債務者　山岡多佳子（旧姓奈須野）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３００号
三重県四日市市新町１番３号
債務者　板羽　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
三重県四日市市諏訪町13番８―306号、住民票上の住所三重県四日市市別名４丁目18番28号
債務者　池田　貴子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
三重県四日市市中川原３丁目１番16号　メゾンボザール207号
債務者　板並　謙二
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
三重県四日市市大字西阿倉川1217番地３
債務者　小林　英貴
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
三重県桑名市大字赤須賀1817番地162
債務者　藤田　和美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
兵庫県西宮市一ケ谷町３番１―103号
債務者　楯川　昌二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県西宮市枝川町１番148―406号、前住所兵庫県西宮市古川町３番６―604号
債務者　戸田　龍男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係